

「品川区特別区税条例の一部を改正する条例」について

1 経緯

- ① 令和 4 年 4 月 2 7 日に公布された「道路交通法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 3 2 号）」により、マイナンバーカードと運転免許証の一体化（マイナ免許証）に関する規定が整備された（令和 7 年 3 月 2 4 日に施行）。
- ② 令和 6 年 6 月 7 日に公布された「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 6 号）」による「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）」が改正された（令和 7 年 4 月 1 日施行）。

2 改正概要

① 身体障害者等に対する種別割の減免申請時における提示書類の変更

品川区税条例（以下「条例」という。）第 4 6 条の 2（身体障害者等に対する種別割の減免）において、軽自動車税（種別割）の減免申請をする際には、運転免許証の提示が必要となっているところ、道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）に規定する免許情報記録個人番号カードを運転免許証と同等に扱うものとする。

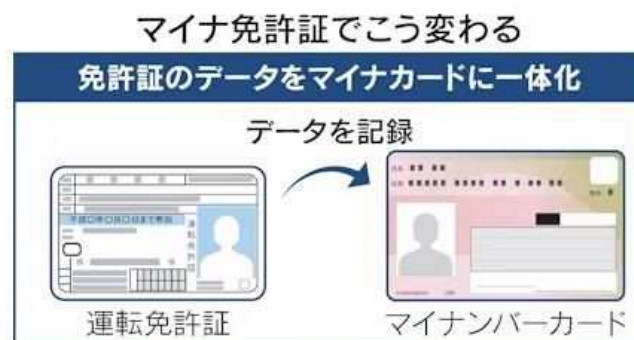
条例 4 6 条の 2（身体障害者等に対する種別割の減免）（別添「新旧対照表」参照）

② 番号法の改正に伴う項ずれ

条例 4 6 条（種別割の減免）において引用する番号法「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改正する必要がある。

3 施行期日

- ① 公布の日
- ② 令和 7 年 4 月 1 日



品川区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○品川区特別区税条例 昭和39年12月15日条例第48号 (種別割の減免) 第46条 区長は、種別割の納税者について次の各号のいずれかに該当する者であつて必要があると認める者に対し、種別割を減免する。 (1) 災害その他これに類する理由により生活が困難となつた者 (2) 生活保護法により扶助を受ける者 (3) 前2号に掲げるもののほか、特別の事情がある者 2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額および次の各号に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。 (1) 軽自動車等の種別 (2) 軽自動車等の所有者等の住所または事務所もしくは事業所の所在地、氏名または名称および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）または法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所または事務所もしくは事業所の所在地および氏名または名称） (3) 主たる定置場 (4) 原動機の型式 (5) 原動機の総排気量または定格出力 (6) 用途 (7) 形状 (8) 車両番号または標識番号	○品川区特別区税条例 昭和39年12月15日条例第48号 (種別割の減免) 第46条 区長は、種別割の納税者について次の各号のいずれかに該当する者であつて必要があると認める者に対し、種別割を減免する。 (1) 災害その他これに類する理由により生活が困難となつた者 (2) 生活保護法により扶助を受ける者 (3) 前2号に掲げるもののほか、特別の事情がある者 2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額および次の各号に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。 (1) 軽自動車等の種別 (2) 軽自動車等の所有者等の住所または事務所もしくは事業所の所在地、氏名または名称および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）または法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所または事務所もしくは事業所の所在地および氏名または名称） (3) 主たる定置場 (4) 原動機の型式 (5) 原動機の総排気量または定格出力 (6) 用途 (7) 形状 (8) 車両番号または標識番号

改正後	改正前
3 第1項の規定によつて種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を区長に申告しなければならない。 (身体障害者等に対する種別割の減免) 第46条の2 区長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。 (1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)または精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者または精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者もしくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者または当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。) (2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等 2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳もしくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳(以下この項において「療育手帳等」という。)または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)および道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者 <u>もしくは</u> 身体障害	3 第1項の規定によつて種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を区長に申告しなければならない。 (身体障害者等に対する種別割の減免) 第46条の2 区長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。 (1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)または精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者または精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者もしくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者または当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。) (2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等 2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳もしくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳(以下この項において「療育手帳等」という。)または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)および道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者 <u>または</u> 身体障害者

改正後	改正前
者等と生計を一にする者もしくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）<u>またはこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）</u>を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1) 減免を受ける者の氏名、住所および個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名および住所）ならびに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係 (2) 身体障害者等の氏名、住所および年齢 (3) 軽自動車等を運転する者の氏名および住所ならびに身体障害者等との関係 (4) 身体障害者手帳、療育手帳等または精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名および障害の程度 (5) 運転免許証<u>または道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証または免許情報記録の有効期限ならびに</u>運転免許の種類および条件が付されている場合にはその条件 (6) 軽自動車等の車両番号または標識番号、主たる定置場、種別、用途および使用目的 <u>3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</u> <u>4</u> 第1項第2号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、当該軽自動車等の提示（区長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）	等と生計を一にする者もしくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1) 減免を受ける者の氏名、住所および個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名および住所）ならびに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係 (2) 身体障害者等の氏名、住所および年齢 (3) 軽自動車等を運転する者の氏名および住所ならびに身体障害者等との関係 (4) 身体障害者手帳、療育手帳等または精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名および障害の程度 (5) 運転免許証の番号、交付年月日および有効期限ならびに運転免許の種類および条件が付されている場合にはその条件 (6) 軽自動車等の車両番号または標識番号、主たる定置場、種別、用途および使用目的 <u>3</u> 第1項第2号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、当該軽自動車等の提示（区長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）

改正後	改正前
をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 <u>5</u> 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて種別割の減免を受けている者について準用する。 <u>付 則</u> この条例は、公布の日から施行する。ただし、第46条第2項第2号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。	をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 <u>4</u> 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて種別割の減免を受けている者について準用する。